Counterpart

規約

## 第１章 総則

（名称）

1. この団体は，Counterpart（表記：Counterpart，カウンターパート，CP） という．

（所在地）

第２条 この団体は，所在地を東京都江戸川区中央３－７－１１サティヤJ1　２０２ に置く

## 第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 本団体の目的は以下の通りである．「Counterpart」は「対」「片われ」「相棒」を意味する．地域市民の相棒として，企業・NPOの相棒として，様々主体とパートナーシップを組み，自然環境の調査・研究活動，環境教育や地域のまちづくり事業への支援を通して，豊かな自然環境を次世代に贈ることを目的とする．

（非営利活動の種類）

第４条 この団体は，前条の目的を達成するため，次の種類の非営利活動を行う．

1.　　環境の保全を図る活動

2.　　まちづくりの推進を図る活動

3.　　学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動

4.　　子どもの健全育成を図る活動

5.　　社会教育の推進を図る活動

6.　　以上の活動を行う団体・法人の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動

（事業）

第５条 この団体は，第３条の目的を達成するため，次の事業を行う．

（１）非営利活動に係る事業

①砂質性湿地，森林，河川等の調査・研究・保全・再生活動

②地域おこし活動への支援事業

③上記の諸活動を行う団体の支援

④その他この団体の目的を達成するために必要な事業

２ 前項第２号に掲げる事業は，同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし，収益を生じたときは，これを同項第１号に掲げる事業のために使用するものとする．

## 第３章 会員

（種別）

第６条 この団体の会員は，次の２種とし，正会員をもって団体員とする．

（１）正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び法人

（２）賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人及び法人

（３）ボランティア会員　 この団体の目的に賛同し，ボランティア活動をするために入会した個人および団体

（入会）

第７条　会員として入会しようとする者は，代表が別に定める入会申込書により，代表に申し込むものとし，代表 は，正当な理由がない限り，入会を認めなければならない．

２　代表は，前項の者の入会を認めないときは，速やかに，理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない．

（入会金及び会費）

第８条　会員は，総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない． （会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは，その資格を喪失する．

（１）退会届の提出をしたとき．

（２）本人が死亡し，又は会員である法人が消滅したとき．

（３）継続して 2 年以上会費を滞納したとき．

（４）除名されたとき．

（退会）

第 10 条　会員は，代表が別に定める退会届を代表に提出して，任意に退会することができる．

（除名）

第 11 条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは，総会の議決により，これを除名することができる．この場合，その会員に対し，議決の前に弁明の機会を与えなければならない． （１）法令，又はこの団体の規約等に違反したとき．

（２）この団体の名誉を傷つけ，又はこの団体の目的に反する行為をしたとき． （会費等の不返還）

第 12 条　既に納入された入会金，会費及びその他の金品は，返還しない．

## 第４章 役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　この団体に次の役員を置く．

（１）役員 3人以上 10 人以内

（２）監事 1 人以上 2 人以内

２ 役員のうち，1人を代表，1 人を副代表とする．

（選任等）

第 14 条　事務局員及び監事は，総会において選任する．

２ 代表及び副代表は，役員の互選とする．

３ 役員のうちには，それぞれの役員について，その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ，又 は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない．

４ 監事は，役員又はこの団体の職員を兼ねることができない．

（職務）

第 15 条　代表は，この団体を代表し，その業務を総理する．

２ 副代表は，代表を補佐し，代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは，（代表があらかじめ指名した順序に よって，）その職務を代行する．

３ 事務局員は，事務局を構成し，この規約の定め及び事務局の議決に基づき，この団体の業務を執行する．

４ 監事は，次に掲げる職務を行う．

（１）事務局員の業務執行の状況を監査すること．

（２）この団体の財産の状況を監査すること．

（３）前２号の規定による監査の結果，この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には，これを総会又は所轄庁に報告すること．

（４）前号の報告をするため必要がある場合には，総会を招集すること．

（５）事務局員の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について，役員に意見を述べ，若しくは事務局 の招集を請求すること．

（任期等）

第 16 条　役員の任期は，2 年とする．ただし，再任を妨げない．

２ 前項の規定に関わらず，後任の役員が選定されていない場合には，任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する．

３ 補欠のため，又は増員によって就任した役員の任期は，それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする．

４ 役員は，辞任又は任期満了後においても，後任の役員が就任するまでは，その職務を行わなければならない．

（欠員補充）

第 17 条　役員又は監事のうち，その定数の３分の１を超える者が欠けたときは，遅滞なくこれを補充しなければならない．

（解任）

第 18 条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは，総会の議決により，これを解任することができる．この場合，その役員に対し，議決する前に弁明の機会を与えなければならない．

（１）心身の故障のため，職務の遂行に堪えないと認められるとき．

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき．

（報酬等）

第 19 条　役員は，その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる．

２ 役員には，その職務を執行するために要した費用を弁償することができる．

３ 前２項に関し必要な事項は，総会の議決を経て，代表が別に定める．

## 第５章 総会

（種別）

第 21 条　この団体の総会は，通常総会及び臨時総会の２種とする．

（構成）

第 22 条　総会は，正会員をもって構成する．

（権能） 第 23 条　総会は，次の事項について議決する．

（１）規約の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業計画及び収支予算並びにその変更

（５）事業報告及び収支決算

（６）役員の選任，解任及び報酬

（７）入会金及び会費の額

（８）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く．第 50 条において同じ．） その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（９）その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条　通常総会は，毎年 1 回開催する．

２ 臨時総会は，次の各号のいずれかに該当する場合に開催する．

（１）事務局が必要と認め招集の請求をしたとき．

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき．

（３）第１５条第４項第４号の規定により，監事から招集があったとき．

（招集）

第 25 条　総会は，前条第２項第３号の場合を除き，代表が招集する．

２ 代表は，前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは，その日から 30 日以内に臨時総会を 招集しなければならない．

３ 総会を招集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面をもって，少なくとも総会の５日前までに通知しなければならない．

（議長）

第 26 条　総会の議長は，その総会において，出席した正会員の中から選出する． （定足数）

第 27 条　総会は，正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない．

（議決）

第 28 条　総会における議決事項は，第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする．

２ 総会の議事は，この規約に規定するもののほか，出席した正会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる．

（表決権等）

第 29 条　各正会員の表決権は，平等なるものとする．

２ 総会に出席できない正会員は，あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し，又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる．電子メールでの評決も可とする．

３ 前項の規定により表決した正会員は，前２条及び次条第１項の適用については，総会に出席したものとみなす．

４ 総会の議決について，特別の利害関係を有する正会員は，その議事の議決に加わることができない．

（議事録）

第 30 条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない．

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては，その数を付記すること．）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名，押印しなければならない．

## 第６章 事務局会

（構成）

第 31 条　事務局会は，事務局員をもって構成する．

（権能）

第 32 条　事務局会は，この規約で別に定めるもののほか，次の事項について議決する． （１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条　事務局会は，次の各号のいずれかに該当する場合に開催する．

（１）代表が必要と認めたとき．

（２）事務局員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき．

（３）第 15 条第４項第５号の規定により，監事から招集の請求があったとき． （招集）

第 34 条　事務局会は，代表が招集する．

２ 代表は，前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは，その日から 15 日以内に事務局会を招集しなければならない．

３ 事務局会を招集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面をもって，少なくとも事務局会の 5 日前までに通知しなければならない．

（議長）

第 35 条　事務局会の議長は，代表がこれに当たる．

（議決）

第 36 条　事務局会における議決事項は，第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする．

２ 事務局会の議事は，事務局員総数の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる．

（表決権等）

第 37 条　各事務局員の表決権は，平等なるものとする．

２ やむを得ない理由のため事務局会に出席できない事務局員は，あらかじめ通知された事項について電子メールによる連絡および書面をもって表決することができる．

３ 前項の規定により表決した事務局員は，前条及び次条第１項の適用については，事務局会に出席したものとみなす．

４ 事務局会の議決について，特別の利害関係を有する事務局員は，その議事の議決に加わることができない．

（議事録）

第 38 条　事務局会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない． （１）日時及び場所

（２）事務局員総数，出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては，その旨を付記すること．） （３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が署名，押印しなければならない．

## 第７章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条　この団体の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する．

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄附金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（資産の区分）

第 40 条　この団体の資産は，（これを分けて）非営利活動に係る事業に関する資産

（及びその他の事業に関する 資産）の１（２）種とする．

（資産の管理）

第 41 条　この団体の資産は，代表が管理し，その方法は，総会の議決を経て，代表が別に定める．

（会計の原則）

第 42 条　この団体の会計は，法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする． （会計の区分）

第 43 条　この団体の会計は，（これを分けて）非営利活動に係る事業に関する会計（及びその他の事業に関する 会計）の１（２）種とする．

（事業計画及び予算）

第 44 条　この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は，代表が作成し，総会の議決を経なければならない．

（暫定予算） 第 45 条　前条の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，代表は，事務局会の議決 を経て，予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる．

２ 前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入支出とみなす．

（予備費の設定及び使用）

第 46 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため，予算中に予備費を設けることができる.

２ 予備費を使用するときは，事務局会の議決を経なければならない．

（予算の追加及び更正）

第 47 条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは，総会の議決を経て，既定予算の追加又は更正をすることができる．

（事業報告及び決算）

第 48 条　この団体の事業報告書，収支計算書，貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は，毎事業年度終 了後，速やかに，代表が作成し，監事の監査を受け，総会の議決を経なければならない．

２ 決算上剰余金を生じたときは，次事業年度に繰り越すものとする．

（事業年度）

第 49 条　この団体の事業年度は，毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる． （臨機の措置）

第 50 条　予算をもって定めるもののほか，借入金の借入れその他新たな義務の負担をし，又は権利の放棄をしようとするときは，総会の議決を経なければならない．

## 第８章 規約の変更，解散及び合併

（規約の変更）

第 51 条　この団体が規約を変更しようとするときは，総会に出席した正会員の２分の１以上の多数による議決を経ること

（解散）

第 52 条　この団体は，次に掲げる事由により解散する．

（１）総会の決議

（２）目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

２ 前項第１号の事由によりこの団体が解散するときは，正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない．

第 53 条　この団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く．）したときに残存する財産は，環境活動をする団体に譲渡するものとする．

（合併）

第 54 条　この団体が合併しようとするときは，総会において正会員総数の４分の３以上の議決を得なければならない．

## 第９章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条　この団体の公告は，この団体のウェブサイトに公示する．

## 第 10 章 雑則

（細則）

第 56 条

この規約の施行について必要な細則は，事務局会の議決を経て，代表がこれを定める．

## 附 則

１　この規約は，この団体の成立の日から施行する．

２　この団体の設立当初の役員は，次に掲げる者とする．

代表者 　今村 和志 （いまむら　かずゆき）

副代表者　磯谷　直人（いそがい　なおと）

事務局　高岡　翔（たかおか　かける）

事務局　中嶋　亮太（なかじま　りょうた）

監　事　加藤　舞美（かとう　まいみ）

３　この団体の設立当初の役員の任期は，第 16 条第１項の規定にかかわらず，成立の日から 2012 年 3月 31 日までとする．

４ この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は，第 44 条の規定にかかわらず，設立総会の定めるところによるものとする．

５ この団体の設立当初の事業年度は，第 49 条の規定にかかわらず，成立の日から 2011年 3 月 31 日までとする．

６ この団体の設立当初の入会金及び会費は，第8条の規定にかかわらず，次に掲げる額とする．

（１）正会員 入会金 0 円 年会費 1,000 円

（２）賛助会員　 入会金 0 円 年会費 2,000 円

（３）ボランティア会員 入会金 0 円 年会費 0 円

【規約の改訂履歴】

2011.4　団体の設立（2011年４月１日）

2013.2　規約改訂　ボランティア会員の追加

2015.3　規約改訂　主たる事務所の住所

2016.5　規約改訂　主たる事務所の住所

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

　 代表者　　　　　　　　　　　　　印